

(案)

公的年金財政状況報告 ー平成 19 年度ー (要旨)

1 財政収支

○公的年金制度全体の財政収支状況

ー給付費は 44.7 兆円ー

公的年金制度全体でみると、19 年度の収入は保険料収入 28.2 兆円、国庫・公経済負担 7.7 兆円等、支出は年金給付費 44.7 兆円等となっている。19 年度末の積立金は、簿価ベースで 188.5 兆円、時価ベースで 191.6 兆円であった(図表 1、本文図表 2-1-1)。

○保険料収入

ー被用者年金で増加、国民年金で減少ー

保険料収入は、厚生年金 22.0 兆円、国共済 1.0 兆円、地共済 3.0 兆円、私学共済 0.3 兆円、国民年金 1.9 兆円であった(本文図表 2-1-4)。19 年度は、すべての被用者年金で増加した一方、国民年金で減少した。

○給付費

ー被用者年金、基礎年金で増加ー

給付費^注は、厚生年金 22.3 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.4 兆円、私学共済 0.2 兆円、国民年金の国民年金勘定 1.7 兆円、基礎年金勘定 14.5 兆円であった(本文図表 2-1-12)。すべての被用者年金で増加している。国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続く一方で、国民年金勘定では一貫して減少傾向が続いている。

注 各制度の給付費は、基礎年金相当給付費(旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる分)を含む。国民年金勘定の給付費は主として旧法国民年金の給付費、基礎年金勘定の給付費は基礎年金給付費である。

○積立金

積立金^注は、厚生年金 127.1 兆円 [130.2 兆円]、国共済 8.8 兆円 [8.9 兆円]、地共済 40.2 兆円 [39.9 兆円]、私学共済 3.5 兆円 [3.4 兆円]、国民年金勘定 8.3 兆円 [8.5 兆円]、基礎年金勘定 0.7 兆円であった。(本文図表 2-1-15)。なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

注 数値は簿価ベース、[] 内は時価ベースである。時価評価の方法については本文図表 2-1-17 参照。

図表 1 財政収支状況 ー平成 19 年度ー

区 分		公的年金 制度全体
		億円
収入総額	簿価ベース	463,416
	時価ベース	[362,533]
保険料収入		282,029
国庫・公経済負担		76,847
追加費用		15,088
運用収入	簿価ベース	33,492
	(再掲) 年金積立金管理運用 独立行政法人納付金	(13,017)
	時価ベース	[△ 67,583]
職域等費用納付金		2,560
解散厚生年金基金等徴収金		5,552
独立行政法人福祉医療機構納付金		5,700
積立金より受入		41,344
その他		※ 802
支出総額		450,987
給付費		447,338
その他		3,649
収支残	簿価ベース	12,429
	時価ベース	[△ 88,454]
年度末積立金	簿価ベース	1,884,852
	時価ベース	[1,915,595]

注 公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとりである基礎年金拠出金、基礎年金交付金、財政調整拠出金、年金保険者拠出金(国共済組合連合会等拠出金収入)について、収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」14,322億円を除いた額を計上している。

○単年度収支状況

単年度収支状況は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。公的年金制度全体の単年度の収入総額は、簿価ベースで 42.2 兆円、時価ベースで 32.1 兆円、単年度の支出総額は 45.1 兆円となっている（図表 2、本文図表 2-1-3）。

単年度収支残^注は、簿価ベースで 2.9 兆円の赤字、時価ベースで 13.0 兆円の赤字となっている。平成 16 年改正により積立金を活用する有限均衡方式による財政運営となっており、財政再計算において見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。

注 公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、単年度収支残（図表 2）は、事業運営の結果を示す決算の収支残（図表 1）とは異なるものである。

図表 2 単年度収支状況 —平成19年度—

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

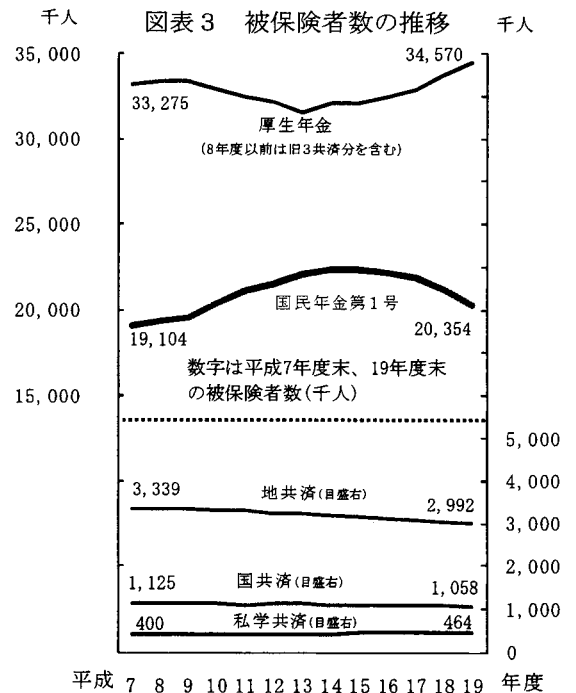
区 分		公的年金 制度全体
収 入 （ 単 年 度）	総額	億円 422,072 [321,189]
	簿価ベース	
	時価ベース	
	保険料収入	282,029
	国庫・公経済負担	76,847
	追加費用	15,088
	運用収入	33,492
	簿価ベース （再掲 年金積立金管理運用 独立行政法人納付金）	(13,017)
	時価ベース	[△ 67,583]
	職域等費用納付金	2,560
解散厚生年金基金等徴収金	5,552	
独立行政法人福祉医療機構納付金	5,700	
その他	802	
支 出 （ 単 年 度）	総額	450,987
	給付費	447,338
	その他	3,649
単年度収支残		簿価ベース △ 28,915 時価ベース [△ 129,797]
年度末積立金		簿価ベース 1,884,852 時価ベース [1,915,595]

注 公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとりである基礎年金拠出金、基礎年金交付金、財政調整拠出金、年金保険者拠出金（国共済組合連合会等拠出金収入）について、収入・支出両面から除いている。

2 被保険者

○被保険者数 —厚生年金、私学共済で増加—

被保険者数は、被用者年金が、厚生年金 3,457 万人、国共済 106 万人、地共済 299 万人、私学共済 46 万人の計 3,908 万人、国民年金第 1 号被保険者が 2,035 万人、第 3 号被保険者が 1,063 万人で、公的年金制度全体では 7,007 万人であった（図表 3、本文図表 2-2-1）。19 年度は、厚生年金と私学共済で増加し、被用者年金制度計で 1.9% 増加した。一方、国民年金第 1 号被保険者は 4.1% 減少し、公的年金制度全体では 0.5% 減少した。



○1人当たり標準報酬額 —男女間の差が小さい国共済と地共済—

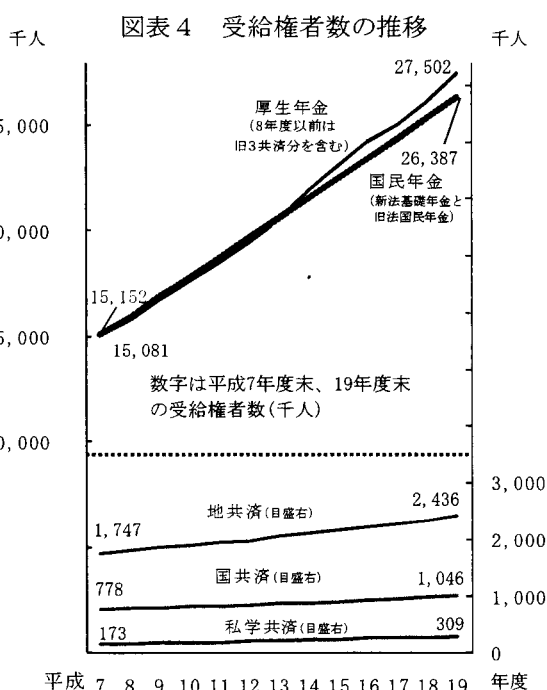
1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）は、厚生年金 31.2 万円、国共済 41.3 万円、地共済 44.7 万円、私学共済 36.9 万円であった（本文図表 2-2-7）。一方、賞与も含めた1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）は、厚生年金 37.2 万円、国共済 54.6 万円、地共済 59.5 万円、私学共済 48.4 万円であった（本文図表 2-2-8）。国共済と地共済は、厚生年金や私学共済に比べて男女間の差が小さい。

注 平成 15 年度から総報酬制が導入された。

3 受給権者

○受給権者数 —各制度とも増加が続く—

受給権者数は、厚生年金 2,750 万人、国共済 105 万人、地共済 244 万人、私学共済 31 万人、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）2,639 万人であった（図表 4、本文図表 2-3-1）。何らかの公的年金の受給権を有する者は 3,480 万人である。各制度とも増加を続けている。



○老齢・退年相当の年金の平均年金月額

老齢・退年相当^{注1}の年金の平均年金月額^{注2}（老齢基礎年金分を含む）は、厚生年金（厚生年金基金代行分も含む）15.8 万円、国共済 20.4 万円、地共済 21.5 万円、私学共済 20.1 万円、国民年金（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金）5.4 万円であった（本文図表 2-3-14）。19 年度に定額部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられた（厚生年金の女性を除く^{注3}）こと等により、すべての被用者年金で 18 年度に比べ減少した。一方、国民年金は増加を続けている（本文図表 2-3-16）。

注 1 老齢・退年相当とは、被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。

注 2 比較に際しては、共済年金には職域部分が含まれること、男女比や平均加入期間に制度間で差があることに留意が必要である。

注 3 厚生年金の女性のみ、支給開始年齢の引上げスケジュールが 5 年遅れとなっている。

4 財政指標

○年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

年金扶養比率^注は、厚生年金 2.74、国共済 1.62、地共済 1.79、私学共済 4.67、国民年金 2.67 であり、各制度とも一貫して低下してきている(本文図表 2-4-2、2-4-3)。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

注 被保険者数の受給権者数(老齢・退年相当の受給権者数)に対する比。

○総合費用率

総合費用率^注は、厚生年金 17.8%、国共済 18.7%、地共済 17.6%、私学共済 12.4% であった(本文図表 2-4-8、2-4-9)。19 年度は国共済、地共済、私学共済で上昇し、厚生年金で横ばいとなっている。

注 実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の標準報酬総額に対する比率。厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

5 コーホート分析

○年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート増減額

年齢別コーホート(同じ生年度の集団)に着目して、標準報酬総額(推計値)の動向を分析した。被用者年金制度計の標準報酬総額は、18 年度から 19 年度にかけて全体で 2.6 兆円増加しているが、55 歳以上のコーホートで減少する一方、54 歳以下で増加しており、報酬が年齢の高い世代から低い世代へ移転している(図表 5、本文図表 2-5-5)。

コーホート増減額の要因分析をすると、全体では人数の変化分と賃金の定昇分が増加し、賃金のベア分が減少しているが、年齢階級別コーホートでみると、年齢の低いコーホートで 3 つの要因すべてが増加する一方、55 歳以上ですべてが減少している。また、35~44 歳の賃金のベア分の減少が目立っている。

図表 5 年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート増減額の要因分析 (平成18年度→平成19年度)

○被用者年金制度計

年齢階級 (平成19年度末)	総増減額	人数の 変化分	賃金の 定昇分	賃金の ベア分
	億円	億円	億円	億円
~24歳	29,012	22,439	5,509	1,064
25~34歳	23,303	9,132	13,261	910
35~44歳	14,040	6,423	10,586	△ 2,969
45~54歳	2,422	1,330	570	522
55~64歳	△ 34,450	△ 23,583	△ 9,957	△ 910
65歳~	△ 8,346	△ 7,615	△ 550	△ 181
計	25,982	8,127	19,418	△ 1,563

注 1 年齢階級は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注 2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

注 3 平成18年度と19年度の同一年齢どおしでみた増加分を賃金のベア分として計上している。

6 実績と平成16年財政再計算との比較

○積立金の実績と将来見通しとの乖離分析

平成19年度の名目運用利回りの実績が将来見通しを下回ったが、18年度以前の名目運用利回りが将来見通しを大きく上回っていたため、結果として全被用者年金制度において積立金は実績が将来見通しを上回っている（図表6、本文図表3-4-2）。

図表6 平成19年度積立金の平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況

区分	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
	兆円	億円	億円	億円	億円
平成19年度末 積立金					
実績	[164.4]	489,669 [487,537]	88,142 [88,958]	401,527 [398,579]	34,677 [34,328]
将来見通し	158.8	473,617	87,891	385,726	33,542
乖離 (=実績-将来見通し)	[5.6]	16,052 [13,920]	251 [1,067]	15,802 [12,853]	1,134 [785]
乖離の割合 (実績/将来見通し-1) (%)	[3.5]	3.4 [2.9]	0.3 [1.2]	4.1 [3.3]	3.4 [2.3]

注1 []内は、時価ベースである。

注2 厚生年金の積立金の実績は、厚生年金基金の最低責任準備金などを加えた「実績推計」である。

注3 将来見通しは、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担について、平成16年改正後の引上げ分を反映した加工値であり、年金数理部会にて推計した。

注4 「国共済+地共済」の実績については、年金数理部会にて推計した。

乖離における寄与度をみると、名目運用利回りの寄与度が18年度より小さくなっている（本文図表3-4-3）。さらに細かくみると、名目賃金上昇率が将来見通しを下回っており、積立金の実績を将来見通しより減らす方向に作用している（本文図表3-4-6）。

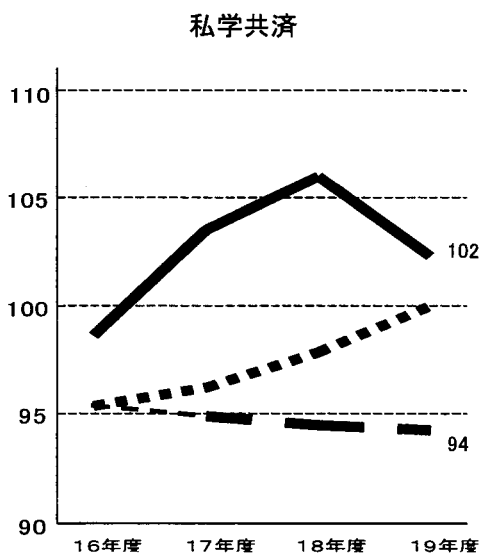
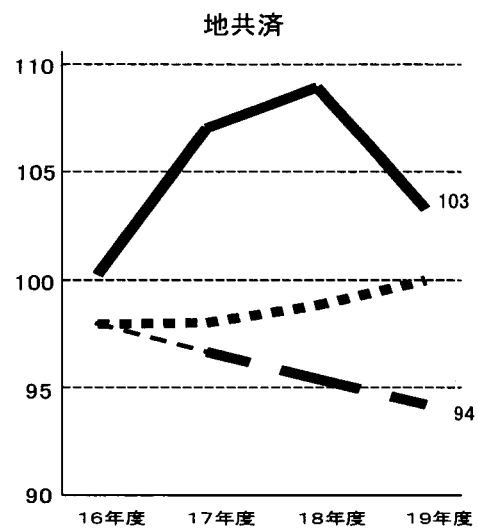
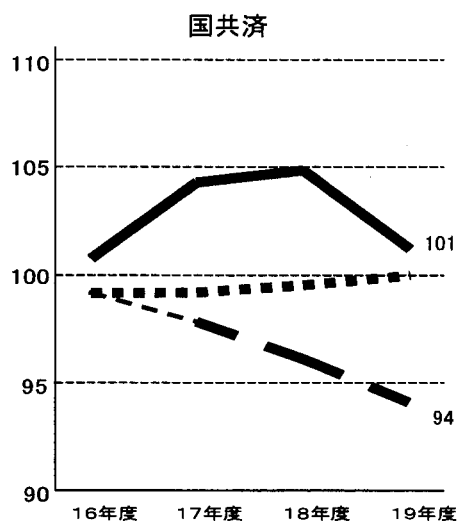
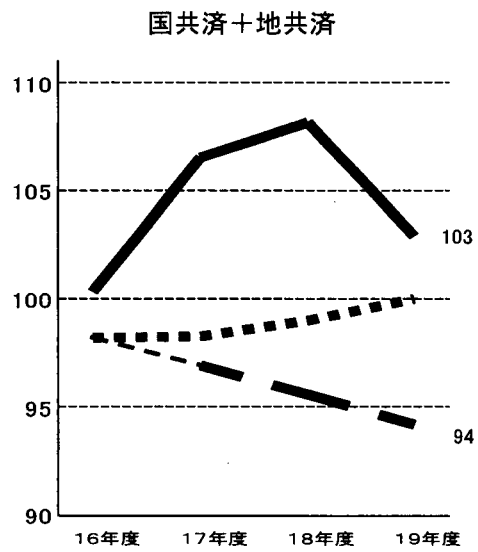
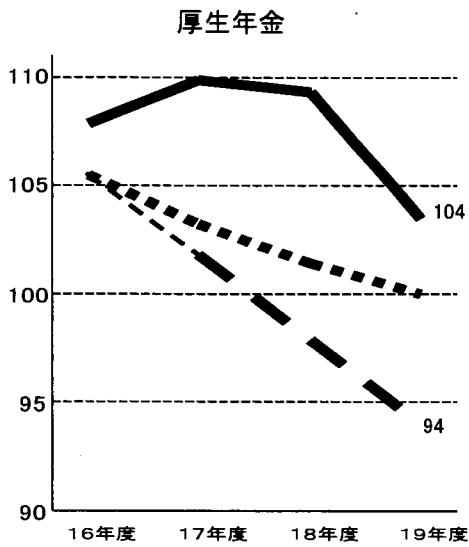
（「実質」でみた財政状況）

公的年金では、保険料や給付費など収支両面とも長期的には概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、前述のように積立金に名目賃金上昇率の違いによる乖離が生じて、実質賃金上昇率等が変わらなければ、全体の財政規模が相似的に拡大、縮小するだけであり、長期的には財政的にあまり影響がないと考えられる。

そこで、積立金について名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値^注を作成し、実績と比較すると、実績の積立金为名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値を上回っている（図表7、本文図表3-4-9）。これは、年金財政の観点から見れば、実績の方が将来見通しよりも良い方向に推移していることを意味している。

注 平成16年財政再計算における将来見通しについて、名目賃金上昇率を、財政再計算の前提の数値から実績の数値に置き換えて算出した推計値。

図表7 積立金の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況
【将来見通しの平成19年度を基準 (=100) にして表示】



..... : 将来見通し
 ————— : 実績
 - - - - - : 名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値

(参考) 図表の見方
「実績」(緑線)と「名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値」(赤線)の差が、前述の「実績の方が将来見通しよりも良い方向に推移していること」を表している。